

## 大阪市子ども・子育て支援計画（素案）に寄せられた主なご意見と本市の考え方（案）

### 1 基本施策と個別の取組に関する主なご意見

意見要旨	意見に対する本市の考え方
<p>【放課後活動の充実について】 大阪市が「素案」で掲げた放課後施策の計画は「放課後の居場所事業」と「放課後児童健全育成事業」のふたつであることを市民に分かりやすく示して下さい。</p>	<p>本市としては、すべての小学生に安全・安心な遊び場・居場所を提供するため、こどもの放課後や長期休業日における活動を充実する事業として、「児童いきいき放課後事業」を、並びに保護者の仕事と子育ての両立を支援し、児童の健全な育成を図る事業を補助する事業として「留守家庭児童対策事業」を本包括計画に「放課後などの活動の充実」を構成する2事業として位置付けております。</p> <p>今後とも各施策目標の達成に向け事業を推進してまいります。</p>
<p>【保育所保育料の負担軽減について】 どんな計画をするにしても保育料の値上げをしないで下さい。 保育料への上乗せ徴収はしないで下さい。</p>	<p>保育所保育料については、子ども・子育て支援法の規定に基づき、市民税の所得割額に応じて設定した額を負担いただくこととしておりますが、大阪市では、子育て家庭の負担軽減を図るため、独自に財源を拠出し、国が定める保育料徴収基準よりも安く保育料の設定を行います。</p> <p>また、民間保育所における特定徴収（上乗せ徴収）については、子ども・子育て支援新制度の実施に伴い、「特定教育・保育施設及び地域型保育事業の運営に関する基準」に基づき、教育、保育の質の向上に向けた取り組みに充てることを明示した適切な費目のみ設定が可能となり、その費目については大阪市との協議により承認を得る必要があります。また事前に保護者に説明し、保護者からの書面での同意を得たうえで徴収することとなります。</p>
<p>【保育人材の確保について】 保育に関する補助金カットやめて下さい。 待機児解消に必要な保育士確保のため保育士処遇を改善する補助金を出して下さい。</p>	<p>民間保育所に対する補助事業につきましては、児童の処遇の充実を図るため、厳しい財政状況のもとではありますが、所要額の確保に努めているところです。</p> <p>また、保育士の処遇改善については、平成25年度から民間保育所を対象に、保育所運営費の民間施設給与等改善費の仕組みを基礎に、平均勤続年数に応じた処遇改善のための上乗せ額を交付する「保育士等処遇改善臨時特例事業」を実施しております。</p> <p>さらに、子ども・子育て支援新制度において、保育士の定着や確保の観点も含めた「保育の質の改善」として、3歳児の職員配置を20:1から15:1に改善することや、民間保育所等の職員給与の改善（+3%）などが盛り込まれた、平成27年度保育対策関係予算案が国より提示されており、一定の処遇改善が実施されると認識しています。</p>

## 2 事業計画に関する主なご意見

意見要旨	意見に対する本市の考え方
<p>【保育施設の確保について】 保育を必要とする全てのこどもが入所できるように、よりよい保育施設を増やしてください。</p>	<p>新たな保育ニーズへの対応につきましては、公立民間双方の保育所が相まって対応することとしており、民間による保育所や認定こども園の新設、増改築や賃貸物件を活用しての保育所整備などにより、計画的に進めてまいりたいと考えております。</p>
<p>【認可保育所について】 安心して預けられる認可保育所を増やしてください。</p>	
<p>【児童いきいき放課後事業・留守家庭児童対策事業について】 ・児童福祉法での根拠がない児童いきいき放課後事業が放課後児童健全育成事業に含まれる事は間違いです。よって、放課後児童健全育成事業から児童いきいき放課後事業の記載の削除を願います。 ・「素案」第4章の「地域子ども・子育て支援事業」の「児童いきいき放課後事業」を含める事は明らかに不適切であるとともに、事業目標(122ページ)に於いては、「上記のうち国の放課後児童健全育成事業補助対象量」の表こそが「素案」に定めるべき内容である。同時に、本来「地域子ども・子育て支援事業」に含まれない上段の表は「素案」の理解に混乱をきたす為、表示すべきではない。</p>	<p>本市におきましては、平成26年4月の「次世代育成支援対策推進法」の延長に伴い、「次世代育成支援対策推進法」に基づく計画と「子ども・子育て支援法」に基づく計画を一体のものとして「大阪市子ども・子育て支援計画」を作成し、包括的な視野から総合的な子ども・子育て支援施策を推進することとしております。</p> <p>これを受け、本市の放課後事業である「児童いきいき放課後事業」と「留守家庭児童対策事業」を各施策目標に位置づけ、両事業の推進について事業計画にて策定しております。</p> <p>事業名の表記につきましては、誤解を招かない表現に変更いたします。</p>
<p>【病児・病後児保育事業について】 病児病後児保育を充実してください。 素案の量の見込みと確保の内容が現実とかけ離れていると思うので、正しくニーズを把握し、こどもが病気の時でも安心して働けるよう、病児保育事業の推進をお願いします。</p>	<p>病児・病後児保育事業のうち、病気の回復期に至らない児童にも対応できる病児保育施設について、特に市民ニーズが高いことから実施施設数の拡充を図ってまいります。</p> <p>また、病児保育施設の偏在が課題であることから、平成26年度から訪問型病児保育モデル事業を実施しており、事業の課題や市民ニーズ等を把握し、今後の病児・病後児保育事業の充実につなげてまいります。</p> <p>なお、ニーズ量が見込みと乖離する場合には、計画期間内であっても、目標値の見直しを行ってまいります。</p>